

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
特徴	最も多く利用され、字の書ける人ならいつでもどこでも作成できる。他人に知られたくない場合に利用	遺言書の内容を明確にし、紛失や変造などから防ぎたい場合に利用	遺言したという事実を明確にしたいが、内容は知られたくないという場合に利用
作成方法	本人が本文の全文・日付(年月日)・氏名を書き、押印(ただし財産目録等はパソコンで作成OK)	本人が口述し、公証人が筆記	本人が遺言書に署名押印の後、公証人役場で手続き
場所	自由 (2020年7月10日以後は法務局による保管も可能)	公証人役場	公証人役場
証人	不要	証人2人以上	公証人1人、証人2人以上
署名押印	本人	本人、公証人、証人 (遺言者本人は実印)	本人、公証人、証人
家庭裁判所の検認	必要 (法務局保管の場合は不要)	不要	必要
メリット	・遺言書の存在・内容を秘密にできる ・費用もかからず、用意に作成できる ・いつでも書き直しや変更ができる ⇒法務局保管の場合は費用がかかる	・遺言書の隠匿・偽造・紛失のおそれはない ・遺言書が無効になる可能性はかなり低い ・家庭裁判所の検認手続きの必要もなく、簡単に執行できる	・遺言書の内容を秘密にしたまま、存在を明らかにできる ・遺言書の隠匿・偽造・紛失のおそれはない
デメリット	・遺言書の隠匿・偽造・紛失のおそれがある ・遺言が無効になる可能性がある ・本人が書いたものか、真偽につき、争いになりうる ・家庭裁判所での検認手続きが必要となる ⇒法務局保管の場合は検認不要で隠匿・偽造・紛失のおそれはない	・遺言書の存在・内容を秘密にできない(証人には知られる) ・作成のための手間と費用がかかるため、書き直しがしづらい ・2人以上の証人が必要である	・作成のために手間と費用がかかり、書き直しがしづらい ・2人以上の証人が必要である ・遺言としての要件が欠けてしまう場合もある ・執行時に家庭裁判所の検認の手続きが必要となる ・遺言書の滅失・隠匿の心配はある